

第 5 号議案

亀岡市野外活動施設条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市野外活動施設条例(昭和 5 7 年亀岡市条例第 2 5 号)の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 3 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市野外活動施設条例の一部を改正する条例

亀岡市野外活動施設条例（昭和 5 7 年亀岡市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「540円」を「550円」に改める。

別表第 2 中「750円」を「760円」に、

「2,160円」を「2,200円」に、

「1,080円」を「1,100円」に、

「5,400円」を「5,500円」に、

「2,700円」を「2,750円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀岡市野外活動施設条例の規定は、令

和元年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日
前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

亀岡市野外活動施設条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 亀岡市野外活動施設の使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。